

## 福岡市母子福祉会芙蓉基金ひとり親家庭等福祉振興事業助成事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、福岡市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が、福岡市母子福祉会芙蓉基金ひとり親家庭等福祉振興助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）第2条の規定にもとづき、この事業の実施に必要な事項を定める。

### (助成の対象者)

第2条 要綱第2条第1項第1号に定める事業（以下「助成事業」という。）は、次のいずれかに該当する福岡市内で活動する団体等を対象者とする。ただし、特定非営利活動法人（NPO法人）以外の法人格を有する団体は除く。

- (1) 社会福祉分野の当事者団体
- (2) 社会福祉分野のボランティア団体
- (3) 社会福祉分野の地域団体
- (4) 社会福祉分野の教育・研究機関団体
- (5) その他、ひとり親家庭等を地域で支える取組みを行う団体等

2 助成金の交付を申請できる団体は、次にあげる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 定款・会則等を備えていること。
- (2) 本事業において、明朗な会計・経理を実施・報告できること。
- (3) 宗教または政治活動を目的としていないこと。

### (助成の対象事業)

第3条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 当事者や住民が中心となって取り組むひとり親家庭等を支える地域づくりに資する事業（以下「当事者や住民が取り組む事業」という。）
- (2) ひとり親家庭等を支える地域づくりに資する調査・研究事業（以下「調査・研究事業」という。）
- (3) その他、地域の様々な福祉ニーズに対応した事業で、本事業の趣旨に合致する事業（以下「その他の事業」という。）

2 助成対象事業の種類は次のとおりとする。

- (1) 1回から数回程度の、一時的に開催される単発事業（以下「単発事業」という。）
- (2) 一定期間定期的に連続して開催されたり常設されたりする事業で、申請時に事業が開始されておらず、原則として次年度以降も続けて実施を予定している継続事業（以下「継続事業」という。）

3 次にあげる事業は、助成対象事業としない。

- (1) 福岡市外で実施される事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 他の補助金等（民間の助成金を除く）の交付を受けた事業
- (4) 介護給付、自立支援給付等の各サービスの対象となる事業
- (5) 事業の主たる部分を実質的に行わず外部委託する事業や、第三者に資金を交付する事業が大部分を占める事業
- (6) 主たる参加者がひとり親家庭ではない、専ら娯楽や行楽のみを目的としたレクリエーション事業

4 同一内容の事業に対する助成は3か年を限度とする。ただし、継続事業については、原則として連続した期間での申請を行った場合のみ複数年助成の対象とし、一度申請が途切れた場合は、当該事業のそれ以降の継続事業としての申請及び新規事業としての申請は受け付けない。

(助成金の交付額)

第4条 助成額は、当該事業に要する経費の9割の範囲内とし、原則として次の額を上限に、事業内容等を勘案して市社協が定める。

- (1) 当事者や住民が取り組む事業のうち、単発事業は10万円、継続事業は15万円とする。
- (2) 調査・研究事業は30万円とする。
- (3) その他の事業については、事業内容を鑑み、10万円、15万円、30万円のいずれかを適用する。

2 助成の回数は、原則として同一年度中は1回とする。

3 継続事業に対し2年目以降も助成する場合は、助成上限額を別表1に定める額に遡減する。

(助成対象事業の実施期間)

第5条 助成対象事業の実施期間は、選定結果通知日以降から当該年度末までとする。

2 単発事業については、事業内容により、複数年度にまたがる事業として、次年度末まで実施期間を延長することができる。ただし、年度毎に助成金の精算を行うものとする。

(助成対象経費)

第6条 助成対象となる経費は、助成対象事業を実施するために必要な経費（謝金、旅費、賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、保険料等）とし、当該年度の事業経費とする。

- 2 次にあげる経費は、助成の対象としない。
- (1) 団体メンバーに対する人件費、講師料等の謝礼金
  - (2) 事務所等で恒常的に使用する備品の購入費用
  - (3) 申請した事業に直接関係のない費用
  - (4) その他、助成対象とすることが適当でないと市社協が認める経費

(助成金の申請手続き等)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体は、助成金申請書(様式第1号)を市社協会長に提出しなければならない。

- 2 助成の可否及び助成金額は、市社協が設置する審査委員会の審議を経て決定する。
- 3 市社協会長は、審査委員会が助成する必要があると認めたときは、申請者に交付決定通知書(様式第2号)を送付のうえ助成金を交付する。
- 4 助成金の交付を受けた団体(以下「助成金交付団体」という。)が事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ市社協の承認を得なければならない。
- 5 助成金交付団体は、事業終了後、原則として1か月以内または年度末の末日のいずれか早い日までに事業実績報告書(様式3)を市社協会長に提出しなければならない。
- 6 継続事業の2年目以降の助成は、毎年度再度の申請を必要とし、前年度の実績を鑑み、助成の可否を改めて判断する。

(助成金の返還)

第8条 助成金交付団体が次のいずれかに該当するときは、市社協会長は助成金の全部または一部の返還を求めることがある。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 事業の執行に適正を欠いたとき
- (3) 事業内容に変更が生じたとき

付 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

別表1

年数	助成上限額	
	当事者や住民が取り組む事業	調査・研究事業
2年目	10万円	15万円
3年目	5万円	8万円